

<h1>静岡市報</h1>	No. 42
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市職員の定年等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 18
- 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・ 19
- 静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 22
- 静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 23
- 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 31
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正  
する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 41
- 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 静岡市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 51
- 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 53
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例・・ 57
- 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例・・ 63
- 静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 64
- 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 65
- 静岡市定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例・・・・・・・・・・ 66

規 則

- 静岡市葵消防署管内建物火災に伴う事故に関する調査に係る臨時的事務を処理するための  
附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
  - 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・70
  - 静岡市歴史博物館条例の一部の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・82
  - 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・83
  - 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・84
  - 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・85
  - 静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・86
  - 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・91
  - 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・92
-

## ＜本号で登載された条例のあらまし＞

## ◇ 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号）

地方公務員法の一部改正に伴い、定年年齢の引き上げ及び管理監督職勤務上限年齢制の導入等について、必要な事項を定めるため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第34号）

地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員に係る規定を整備するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第35号）

地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員に係る規定を整備するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第36号）

地方公務員法の一部改正に伴い、降給の種類を追加するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第37号）

地方公務員法の一部改正に伴い、減給の額を変更するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第38号）

地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員に係る規定を整備するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第39号）

地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員に係る規定を整備するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第40号）

地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をすることができない職員の追加等を行うとともに、取得要件の緩和するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第41号）

地方公務員法の一部改正に伴い、公益法人等への派遣ができない職員を追加するため、所要の改正をすることとした。

- 
- ◇ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第42号）

地方公務員法の一部改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣ができない職員を追加するため、所要の改正をすることとした。

- 
- ◇ 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第43号）

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給与を定めるため、所要の改正をすることとした。

- 
- ◇ 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第44号）

地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員に係る規定を整備するため、所要の改正をすることとした。

- 
- ◇ 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第45号）

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の退職手当の基本額の算定等について、所要の改正をすることとした。

- 
- ◇ 静岡市税条例等の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第46号）

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る住宅借入金等特別税控除の対象期間を延長するなど、所要の改正をすることとした。

- 
- ◇ 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第47号）

民生委員の一斉改選に伴い、静岡市民生委員の定数を変更するため、所要の改正をすることとした。

- 
- ◇ 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第48号）

駿府城公園内の東御門・巽櫓・坤櫓、日本庭園における利用料金の団体区分の適用人数を変更するため、所要の改正をすることとした。

- 
- ◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第49号）

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える高等学校等の教育職員の給与を定めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第50号）

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える小学校及び中学校の教育職員等の給与を定めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第51号）

地方公務員法の一部改正に伴い、教育職員の教職調整額の算定等について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第52号）

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える教育職員等の退職手当の基本額の算定等について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第53号）

地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員に係る規定を整備するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例（令和4年静岡市条例第54号）

地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員について、静岡市職員の定年等に関する条例に規定するため、本条例を廃止することとした。

# 条 例

静岡市職員の定年等に関する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市条例第33号

#### 静岡市職員の定年等に関する条例

静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）の全部を改正する。

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 委任（第13条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、静岡市国民健康保険井川診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて静岡市人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。



5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(病院、診療所、保健所又は保健センターにおいて医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)第13条第1項(静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)第14条(静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号)第14条において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する職

(2) 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年静岡市条例第298号)第4条に規定する職

(3) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する小学校中学校教育職給料表の特2級の職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する

職に、降任等をする事。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職へ

の降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律

により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

## 第5章 委任

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、改正前の静岡市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項ただし書に定める職員については、前項の規定にかかわらず、第3条第1項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び旧条例第3条第1項ただし書に定める

職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(勤務延長に関する経過措置)

- 5 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の静岡市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 6 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年(以下「旧条例定年」という。))を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規

定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 7 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第5項の規定による勤務について準用する。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

- 8 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 9 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（次項から附則第15項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1）施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2）旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第5項の規定により勤務した後退職した者

（3）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用又は暫定再任用（この項、次項、附則第14項又は第15項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

- 10 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

る。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 11 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
  - 12 暫定再任用職員（附則第9項、第10項、第14項又は第15項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
  - 13 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
  - 14 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第9項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
  - 15 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかか

わらず、附則第10項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第24項において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

16 前2項の場合においては、附則第11項から第13項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

17 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

18 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項において読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

19 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項において読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

20 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項において読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

21 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第9項から第16項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第23項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超



える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

22 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第21項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

24 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第34号

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年静岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第35号

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)  
の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「並びに法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「及び法第22条の4第1項」に、「もの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「職員」に改め、同項を同条第5項とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市条例第36号

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条の2中「、職員が降任された」を「、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

(法第28条の2第1項に規定する降給に関する経過措置)

15 静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第40号)附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「並びに」とあるのは、「、静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第40号)附則第33項の規定による降給並びに」とする。

16 第4条第2項の規定は、静岡市職員の給与に関する条例附則第33項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第37号

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成15年静岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第38号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第39号

静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第40号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条第1項」の次に「又は静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項」を加え、同条第2号中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第33号」に改め、同条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削り、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号



の次に次の1号を加える。

- (3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後であ

る場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「の各号」を「に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該」を「引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)  
第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条に次の1号を加える。

- (3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を

延長された管理監督職を占める職員

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第15条第1項の表中

「

第7条第1項	応じた額とする	応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第7条第2項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例
第18条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)

を

「

第7条	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例
第18条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)

に

改め、同条第2項の表中

「

第7条第1項	応じた額とする	応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第7条第2項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例

を

」

「

第7条	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例
-----	---	--------

に

」

改め、同条第3項の表中

「

第6条第1項	応じた額とする	応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第2項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例

を

」

第6条	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例	に
-----	---	--------	---

改め、同条第5項の表第11条第2項の項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表別表その他の特殊な業務手当の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項の表第7条第2項の項中「第7条第2項」を「第7条」に改め、同表第18条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第33条見出しの項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表第33条第1項の項中「第17条及び」を「及び」に、「第16条第2項」を「、第16条第2項」に改め、「、第17条」を削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表第7条第2項の項中「第7条第2項」を「第7条」に改め、同条第3項の表第6条第2項の項中「第6条第2項」を「第6条」に改め、同条第4項の表第2条の項中「並びに法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「及び法第22条の4第1項」に、「もの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「職員」に改め、同条第5項の表第11条第2項の項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表別表その他の特殊な業務手当の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正規定、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に1号を加える改正規定、第10条に1号を加える改正規定並びに第15条及び第21条から第23条までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の静岡市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市職員の育児休業等に関する条例第22条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条例の規定を適用する。

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第41号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第33号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第42号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例（平成15年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第33号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第43号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第7条第1項」を「第7条」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第18条第1項第1号中「料金(以下)の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「その者」を「当該職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等(以下)を「交通機関等(第1号において)に、「。以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第13条の2」を「第6条、第13条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第33項を附則第41項とし、附則第32項の次に次の8項を加える。

(特定日以後における給料の取扱い)

33 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第35項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置としてこの条例その他の条例の規定において異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

34 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤務職員
- (2) 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号。以下「新定年条例」という。）による改正前の静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第3条第1項ただし書及び第2項に定める職員
- (3) 新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（新定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 新定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された新定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

35 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第37項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の

受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

36 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

37 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第33項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第35項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

38 附則第35項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

39 附則第35項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第35項、第37項又は第38項の規定による給料の額との合計額」とする。

40 附則第33項から前項までに定めるもののほか、附則第33項の規定による給料月額、附則第35項の規定による給料その他附則第33項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1中

「

再任用		円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員以										

を

外の職員										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
--------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700円	215,200円	255,200円	274,600円	288,500円	313,900円	355,600円	388,700円	439,800円

改める。

別表第2 医療職給料表ア医療職給料表（1）中

再任用職員以外の職員		円	円	円
------------	--	---	---	---

「

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円
------------------------------------	--	---	---	---

に、

」

「

再任用職 員		337,400	391,800	464,800
-----------	--	---------	---------	---------

を

」

「

定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		337,400円	391,800円	464,800円

に

」

改め、別表第2 医療職給料表イ 医療職給料表（2）中

「

再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---

を

」

「

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円
------------------------------------	--	---	---	---	---

に、

」

「

再任用職員		187,500	214,100	280,900	363,800
-------	--	---------	---------	---------	---------

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,500円	214,100円	280,900円	363,800円

に

」

改め、別表第2 医療職給料表ウ医療職給料表（3）中

「

再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
------------	--	---	---	---	---	---

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---	---

に、

」

「

再任用職員		233,900	254,200	287,900	325,000	369,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

を

」

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	に
	233,900円	254,200円	287,900円	325,000円	369,400円	

改める。

別表第3中

再任用 職員以 外の職 員	円	円	円	円	円	を
------------------------	---	---	---	---	---	---

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	円	円	円	円	円	に、
--	---	---	---	---	---	----

再任用 職員	200,300	239,800	254,100	287,200	313,900	を
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---

定年前 再任用	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
------------	------------	------------	------------	------------	------------

短時間 勤務職 員	200,300円	239,800円	254,100円	287,200円	313,900円	に
-----------------	----------	----------	----------	----------	----------	---

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第33項から第40項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第12条第2項、第18条第2項第2号及び第21条第2項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第28条第3項、第31条第2項第2号及び第33条第1項の規定を適用する。

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第44号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第45号

##### 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」を削る。

第3条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を、「又は条例」の次に「若しくはこれに基づく市規則」を加え、「含む」の次に「。（第17条の2第2項において「勤務日数」という）を、「18日」の次に「（1月間の日数（静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第17条の2第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第6条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第7条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第8条中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第33号」に、「15年を」を「20年を」に改める。

第11条第1項中「除く。以下」を「除く。第13条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第11条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第17条の2第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく市規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職」を「当

該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のもの  
その他市規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市規則で定  
める職員が市規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実  
施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数  
を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定によ  
る期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改  
める。

第17条の6第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短  
時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条の7第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職  
員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条の9第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」  
を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同  
条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処  
分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第15項中「附則第16項」を「附則第15項」に改める。

附則第25項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の8項を加える。

（定年退職年齢の引上げに伴う経過措置）

27 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に  
達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及  
び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用  
する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあ  
るのは、「若しくは第7条又は附則第27項」とする。

28 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日  
以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又  
は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。こ  
の場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、  
「若しくは第7条又は附則第28項」とする。

29 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については  
適用しない。

- (1) 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号）による改正前の静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号。以下「旧定年条例」という。）第3条第1項ただし書に定める職員
- (2) 旧定年条例第3条第2項に定める職員
- (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として市規則で定める職員
- 30 給与条例附則第33項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 31 当分の間、第6条第1項第4号並びに第7条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第8条及び第10条第3項の規定の適用については、第8条中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢とする。）に達する日」と、同条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第10条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 32 当分の間、第6条第1項第4号並びに第7条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（市規則で定める者を除く。）に対する第8条及び第10条第3項の規定の適用については、第8条中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第10条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。
- 33 当分の間、第6条第1項第4号及び第7条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第8条及び第11条の2の規定の適用については、第8条の表以外の部分中「係る定年」とあるのは「係る定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢とする。）」とし、同条及び第11条の

2第1項第1号中「20年」とあるのは「15年」とし、同号中「定年」とあるのは「定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢とする。）」とする。

34 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢をいう。以下同じ。）に達する日以前に退職したときにおける第8条及び第10条第3項の規定の適用については、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第10条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢で除して得た割合」とする。

35 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて定年に達した日以後に退職したときにおける第8条及び第10条第3項の規定の適用については、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第10条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢で除して得た割合」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える部分を除く。）及び第17条の2の改正規定並びに附則第15項及び第25項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項及び第17条の2第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の条例第2条の規定の適用については、同条中「要するもの」とあるのは、「要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。
- 4 改正後の条例第17条の2第4項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

静岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第46号

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書」に改め、「(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第6項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書」に改め、「(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第23条第1項第7号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第23条の3第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第26条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法

第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）

の氏名

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第45条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

附則第16条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第19条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第40条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第43条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第52条の2第4項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。



附則第53条第4項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第59条を削る。

(静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市税条例等の一部を改正する条例(令和3年静岡市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、静岡市税条例第27条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第5項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第13条第2項、第17条及び第27条の3第1項並びに附則第13条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中静岡市税条例第27条の2及び第27条の3の改正規定並びに附則第16条の3の2第1項及び第43条第3項の改正規定並びに附則第59条を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和5年1月1日
  - (2) 第1条中静岡市税条例第18条、第23条の3及び第26条第1項ただし書の改正規定並びに附則第40条の3第2項、第52条の2第4項及び第53条の改正規定並びに第2条(静岡市税条例等の一部を改正する条例(令和3年静岡市条例第64号)附則第5項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第4項の規定 令和6年1月1日  
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の静岡市税条例(以下「新条例」という。)第27条の2第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」

という。)以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の静岡市税条例(以下「旧条例」という。)第27条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第27条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第47号

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

静岡市民生委員の定数に関する条例（平成26年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,196人」を「1,204人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第48号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）駿府城公園ア東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の利用料金の限度額の表備考1中「30人」を「20人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、静岡市歴史博物館条例（令和3年静岡市条例第60号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園（以下「東御門・巽櫓等」という。）の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の東御門・巽櫓等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 新条例別表第1の規定に基づく東御門・巽櫓等の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第49号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。

第8条第1項中「、教育業務連絡指導手当及び兼務手当」を「及び教育業務連絡指導手当」に改め、同条中第6項及び第7項を削り、第8項を第6項とし、第9項を第7項とし、第10項を第8項とする。

第8条の2第2項中「において準用する給与条例第28条第4項」を削る。

第10条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

（特定日以後における給料の取扱い）

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置と

してこの条例その他の条例の規定において異なる給料月額の設定がある場合は、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 静岡市職員の定年等に関する条例(令和4年静岡市条例第33号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第14項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料

として支給する。

15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1中

「

再任用職員以外の職員		円	円	円	円
------------	--	---	---	---	---

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---

に、

」

「

再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		232,800円	273,100円	329,900円	414,000円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第10項から第16項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額を、当該暫定再任用職員が改正後の条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第3項に定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第50号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。

第10条第2項中「において準用する給与条例第28条第4項」を削る。

第14条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第7条第1項」を「第7条」に、「に100分の2」を「に100分の5を超えない範囲内において市規則で定める割合」に、「その者」を「当該職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

（特定日以後における給料の取扱い）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項

及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置としてこの条例その他の条例の規定において異なる給料月額の設定がある場合は、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月

額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1中

「

再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	を
----------------	--	---	---	---	---	---	---

」

「

定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円	に、
--------------------------------	--	---	---	---	---	---	----

」

「

再任用職員		225, 200	271, 100	298, 100	324, 400	405, 200	を
-------	--	----------	----------	----------	----------	----------	---

」

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	225,200円	271,100円	298,100円	324,400円	405,200円

に」

改める。

別表第2中

「

再任用職員以外の職員	円	円	円	円	円	円
------------	---	---	---	---	---	---

を」

「

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	円	円	円	円	円	円
--------------------	---	---	---	---	---	---

に、」

「

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を」

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700円	215,200円	255,200円	274,600円	289,700円	315,100円

に」

改める。

別表第3中

「

再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
------------	--	---	---	---	---	---	---

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---	---	---

に、

」

「

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700円	215,300円	243,500円	256,900円	282,100円	322,800円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第17項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改

正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第3項に定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第51号

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「及び法第22条の4第1項」に、「もの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

（教育職員給与条例及び小中学校教育職員等給与条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 教育職員給与条例附則第12項、第14項若しくは第15項又は小中学校教育職員等給与条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員給与条例附則第12項、第14項及び第15項並びに小中学校教育職員等給与条例附則第19項、第21項及び第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第52号

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」を削る。

第4条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の変更の特例）

11 静岡市教育職員の給与に関する条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額変更に該当しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の静岡市教育職員等の退職手当に関する条例第2条の規定の適用については、同条中「もの」とあるのは、「もの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。



静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第53号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、」を「定年前再任用短時間勤務職員又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第27条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

静岡市定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第54号

静岡市定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例

静岡市定年退職者等の再任用に関する条例（平成15年静岡市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 規則

## 静岡市規則第63号

静岡市葵消防署管内建物火災に伴う事故に関する調査に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年9月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市葵消防署管内建物火災に伴う事故に関する調査に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市葵消防署管内の建物で発生した火災に伴う事故（以下「本件事故」という。）に関する調査に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市葵消防署管内建物火災事故調査委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本件事故の消防活動に対する検証及び評価について調査審議すること。
- (2) 本件事故の死者の発生要因の検証及び評価について調査審議すること。
- (3) 本件事故に関する再発防止策の検討及び評価について調査審議すること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 火災に係る事故調査に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年8月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第64号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第33条の2を削る。

様式第1号中

「

氏 名	生年月日	性 別	続 柄	被保険者番号	要介護認 定の有無	介護保険 施設入所 の有無	備 考
				個人番号			
フリガナ -----   -----	・ ・	男・女	世帯主		有・無	有・無	
フリガナ -----   -----	・ ・	男・女			有・無	有・無	
フリガナ -----   -----	・ ・	男・女			有・無	有・無	
フリガナ -----   -----	・ ・	男・女			有・無	有・無	
フリガナ -----   -----	・ ・	男・女			有・無	有・無	
フリガナ -----   -----	・ ・	男・女			有・無	有・無	

を

」

「

氏名	生年月日	続柄	被保険者番号	要介護認定の有無	介護保険施設入所の有無	備考
			個人番号			
フリガナ .....	. .	世帯主		有・無	有・無	
フリガナ .....	. .			有・無	有・無	
フリガナ .....	. .			有・無	有・無	
フリガナ .....	. .			有・無	有・無	
フリガナ .....	. .			有・無	有・無	
フリガナ .....	. .			有・無	有・無	

に

」

改める。

様式第2号中

「

フリガナ .....	生年月日	年 月 日
氏名	性別	男・女

を

」

「

フリガナ .....	生年月日	年 月 日
氏名		

に、

」

「

				生年月日	年 月 日	を
				性 別	男 ・ 女	

」

「

				生年月日	年 月 日	に
--	--	--	--	------	-------	---

」

改める。

様式第3号中

「

				生年月日	年 月 日	を
氏 名				性 別	男 ・ 女	

」

「

				生年月日	年 月 日	に
氏 名						

」

改める。

様式第4号中

「

フリガナ				生年月日	年 月 日	を
氏 名				性 別	男 ・ 女	

」

「

フリガナ				生年月日	年 月 日	に
氏 名						

」



改める。

様式第6号中

「

フリガナ		生年月日	年 月 日	を
被保険者 氏 名		性 別	男 ・ 女	

」

「

フリガナ		生年月日	年 月 日	に、
被保険者 氏 名				

」

「

再 交 付 申 請 す る 証 書	1 被保険者証	を
	2 負担割合証	
	3 負担限度額認定証	
	4 特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	
	5 資格者証	
	6 受給資格証明書	
	7 利用者負担額減額・免除認定証	
	8 利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	
	9 訪問介護利用者負担額減額認定証	
	10 社会福祉法人等利用者負担額減額確認証	

」

「

1 被保険者証
---------

再交付申請 する証書	2	負担割合証	に
	3	負担限度額認定証	
	4	特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	
	5	資格者証	
	6	受給資格証明書	
	7	利用者負担額減額・免除認定証	
	8	利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	
	9	社会福祉法人等利用者負担額減額確認証	

に  
」

改める。

様式第17号中

「

申請年月日	年 月 日	申請番号	
-------	-------	------	--

を  
」

「

申請年月日	年 月 日	申請番号	
-------	-------	------	--

に、  
」

「

フリガナ		生年	年 月 日	性別	男・女
氏名		月日			

を  
」

「

フリガナ		生年	年 月 日
氏名		月日	

に  
」

改め、同様式（注）を削る。

様式第19号中

「

生年月日	年月日	性別	男・女	を
------	-----	----	-----	---

」

「

生年月日	年月日	に
------	-----	---

」

改める。

様式第21号中

「

生年月日	年月日	性別	男・女	を
------	-----	----	-----	---

」

「

生年月日	年月日	に、
------	-----	----

」

「

3 滑りの防止及び移動円滑化 のための床材の変更		を
-----------------------------	--	---

」

「

3 滑りの防止及び移動の円滑 化等のための床又は通路面の 材料の変更		に
--	--	---

」

改める。

様式第21号の2及び様式第22号中

「

	生 年 月 日	性別	を
	年 月 日生	男・女	

」

「

	生 年 月 日	に
	年 月 日	

」

改める。

様式第23号中

「

生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女	を
---------	-------	-----	-----	---

」

「

生 年 月 日	年 月 日	に
---------	-------	---

」

改める。

様式第25号（表面）中

「

生 年 月 日		性 別		を
---------	--	-----	--	---

」

「

生 年 月 日		に改め、同様式（裏面）中「。また、入
---------	--	--------------------

」

院又は入所時における食事に要する費用については、一日につき定額の標準負担額となります」を削る。

様式第25号の2及び様式第25号の3を削る。

様式第26号中





【様式は掲載省略】

様式第31号及び様式第31号の2中

「  

生年月日	年 月 日	性別	男・女
------	-------	----	-----

を  
」

「  

生年月日	年 月 日
------	-------

に  
」

改める。

様式第33号（表面）中

「  

生年月日		性別	男・女
------	--	----	-----

を  
」

「  

生年月日	
------	--

に改める。  
」

様式第34号中

「  

生年月日	年 月 日	性別	男・女
------	-------	----	-----

を  
」

「  

生年月日	年 月 日
------	-------

に  
」

改める。

様式第39号中

「  

生年月日	年 月 日	性別	
------	-------	----	--

を  
」

「  

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。  
」



様式第43号中

「  
| 

介護被保険者番号	：	：	：	：	：	：	：	：	：
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 を  
」

「  
| 

介護被保険者番号	：	：	：	：	：	：	：	：	：
個人番号	：	：	：	：	：	：	：	：	：

 に改める。  
」

様式第47号中

「  
| 

生年月日	年	月	日	性別	
------	---	---	---	----	--

 を  
」

「  
| 

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

 に改める。  
」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市介護保険条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市介護保険条例等施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調製して使用することができる。

静岡市規則第65号

静岡市歴史博物館条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和4年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市歴史博物館条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市歴史博物館条例（令和3年静岡市条例第60号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、令和4年10月1日とする。

## 静岡市規則第66号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

様式第12号中

「

出 産 年 月 日	年 月 日	出産の種類	1 生産 2 死産（妊娠 週） 3 混在
出生児氏名（複数人の場合は全員の氏名を記入）		出生児の世帯主との続柄	

を

」

「

出 産 年 月 日	年 月 日	出産の種類	1 生産 2 死産（妊娠 週） 3 混在
-----------	-------	-------	----------------------------

に

」

改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険条例等施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第67号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10中「日後8週間」を「日以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

静岡市規則第68号

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第3の9中「日後8週間」を「日以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

## 静岡市規則第69号

静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の育児休業等に関する規則（平成15年静岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「第2条第4号ア（イ）」を「第2条第5号ア（イ）」に改める。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）前条に規定する事情に該当した場合

第2条の2を第2条の2の2とし、第2条の次に次の1条を加える。

（条例第2条の3第3号及び第2条の4の市規則で定める特別の事情）

第2条の2 条例第2条の3第3号及び第2条の4の市規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第2条の3（見出しを含む。）中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第3項中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第11条第1項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「第11条第5号」を「第11条第6号」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書（様式第4号）」に改める。

第14条第2項中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

様式第1号中

「

2 請求の内容 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)
	.....
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児 休業をした 期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

を

」

「

2 請求の内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)
	..... .....
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児 休業をした	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

に

期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

」

改め、同様式（注）1中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「静岡市職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、同（注）2中「静岡市職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同（注）4中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、同（注）6中「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2の7に掲げる特別休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削る。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。



【様式は掲載省略】

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第70号

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の2.8」を「100分の4.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市職員の給与に関する条例施行規則第3条第2項第1号の規定は、令和4年10月1日から適用する。

## 静岡市規則第71号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年10月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を「(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第20条第2項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を「(第6条第1項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。